

令和7年度多言語行政生活情報提供事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度多言語行政生活情報提供事業

2 事業の趣旨・目的

県内に在住する外国人住民の多くが、日本語によるコミュニケーション能力が不十分であることから、文化や習慣の違いによる生活上の困難等、様々な問題を抱えている。また、日本の行政の仕組みや地域に関わる情報・知識が不足しているため、日本人住民と同じように行政サービスを受けたり、地域の日本人住民と関わりを持ちながら暮らしたりすることが困難な場合もある。

このような状況を改善するために、三重県では平成21年度からウェブサイトを用いた多言語による情報提供事業（三重県情報提供ホームページ（以下「MieInfo」という。）の開設・運営）を実施してきている。令和7年度も引き続き、外国人住民が本県で生活していくうえで必要となる基本的な生活・行政情報及び外国人住民に知っておいてほしい情報等をMieInfoにて7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で随時提供する。日本語ページも作成することで、外国人住民と日本人住民が情報を共有し、協力してより良い地域社会を築いていくためのツールのひとつとする。また、その日本語を「やさしい日本語」とすることで、上記6外国語を使用しない外国人住民への情報提供を効果的に行う。

外国人住民に対して、生活・行政情報だけにとどまらず、県内で活動する市民団体や地域の課題解決に役立つ情報等についても発信する。

なお、大規模災害等により県内に甚大な被害が発生し、多くの外国人住民が被災することが予想される場合には、みえ災害時多言語支援センターからの情報を適宜提供する。

3 業務内容

(1) MieInfoに掲載する情報の企画・制作・管理に係る業務

①コンテンツの概要

ア 文字情報を年間48件以上制作・公開すること。

イ 情報提供は、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語で行うこと。

ウ MieInfoの掲載内容はダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）の依頼により随時更新するものとし、緊急を要するものについては迅速に対応すること。

エ 掲載する情報の内容は、「2事業の趣旨・目的」に沿ったものとする。

*独自のアイデアがあれば、積極的に提案すること。

②文字情報の翻訳・掲載

ア 文字情報は、原則として本課から随時送付される日本語による文字情報を6言語に翻訳し、掲載すること。

イ 原稿が送付されてから原則として1週間以内に掲載すること。

ウ 情報に関連したチラシやイラスト等を貼り付け、閲覧者の興味を引くデザインにすること。県から提供できるチラシがない情報については、受託業者が情報のイメージに合わせたイラスト等を用意すること。

③大規模災害発生時及び緊急時の対応

大規模災害発生や、その他の緊急時においては、上記②イにかかわらず、三重県の要請に応じて迅速に対応すること。

④掲載内容のチェック

県が提供する情報としてふさわしいものであるか、また翻訳上の誤りがないかを、掲載する言語に堪能な担当者が常にチェックするとともに、本課との連絡を密にし、不適切な情報や誤った情報が掲載されることのないよう万全の体制を整えること。

⑤掲載内容の迅速な訂正・修正

不適切な情報や誤った情報が掲載された場合、提供された情報に変更があった場合は、本課に報告し、速やかに訂正・修正等の対応を行うこと。

(2) MieInfoの企画・維持に係る業務

①サイトのデザイン・構成

ア サイトのデザイン・構成については、令和7年3月19日までに本課に案を提出し、協議のうえ決定すること。

イ 全ページに、多言語切り替え機能（他の6言語と同じ情報のページが表示されるリンク等）を付けること。

ウ 情報を閲覧者にわかりやすくカテゴリー分けして表示すること。

エ 新着情報、人気のある情報がわかるように表示すること。

オ サイト内検索が可能であること。

②閲覧可能なデバイス

パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧できるシステムにすること。

③掲載内容の整理・更新

常に情報の整理・更新を行い、閲覧者が見やすい状態を保つこと。

④セキュリティ対策

ア 三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施すること。

なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後、受託者のみに提示する。

イ 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員に確認を求められた場合には、これを報告すること。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力すること。

ウ 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。

エ 本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに担当職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施すること。

- (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施する。
- (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得る。
- (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施する。
- (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施する。

⑤著作権管理

本ウェブサイトのあらゆる場面において著作権等を侵す事態が発生しないよう、細心の注意を払ってウェブサイトを作成、運営すること。また、著作権等を侵す事態が発生した場合は、ただちに本課への報告・協議を行い、指示に従うこと。

⑥ドメインの保守管理

ア 受託業者は、ドメイン (mieinfo.com) の保守管理を行う。

イ ドメインの管理料、更新料等は受託業者が負担する。

⑦MieInfoの外国人住民への効果的な広報・周知

ア Facebook等のSNSを利用し、MieInfoの効果的な周知を図ること。

イ 7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で記載されたA5サイズのチラシ（5,000枚程度）を作成すること。その一部（500枚程度）は本課に納品し、残りのチラシは外国人住民及び多文化共生事業関係者等に配布すること。チラシは各関係団体及び外国人住民がよく集まる場所等へ手渡し又は郵送し、配布場所、枚数については業務完了報告書において報告すること。

ウ ア及びイの企画及び実施については、本課と協議し、承認を得ること。

⑧連絡調整

事業実施における協力団体・協力者（行政・NPO団体・外国人住民等）への取材に係る連絡調整、及び情報掲載前の関係者への確認依頼を行うこと。

⑨必要なハードウェア等について

(1) サーバー

ア 容量は少なくとも200GB以上あること。

イ 月間50,000件程度のページビュー及び大規模な同時接続（少なくとも300アクセス以上）に対応できること。

ウ MieInfo専用サーバー及びバックアップ用サーバーを用意し、月に1回以上バックアップ作業を行うこと。また、大規模災害により甚大な被害が発生した際にもサイトを稼働できるように、サーバーとバックアップ用サーバーはそれぞれ遠隔の地域に設置する等、必要な措置をとること。

(2) データの数、容量、形式等

令和6年12月1日現在のMieInfoのコンテンツ数と容量、形式は以下のとおりである。

	数	サイズ	ファイル形式
動画	779本	130GB	MP4,FLV
写真・イラスト	32,286枚	1.92GB	JPG,GIF,PNG,PDF
システムファイル	13,100枚	258MB	PHP,HTML,JS,CSS など
MYSQLデータベース	1	215MB	SQL

*令和7年3月末までに、各データ数及びサイズは3%程度増える見込みである。

(3) 推奨システム環境

現行のウェブシステムの特徴及び主なスペックは、別紙のとおり。

(4) 取材・編集に必要な機材

カメラ、マイク、照明、パソコン等

(3) 事業実施に伴う付帯作業等について

①必要な運用環境等の確保

MieInfoの企画、制作、維持、管理に必要な運用環境（ドメイン、サーバーやネットワークの管理及び取材や編集等に必要な機材の調達、ハードウェア、編集ツール等のソフトウェア、セキュリティ対策等の全てを含む）、各種付帯作業のための作業場所、その他必要となる環境については、受託事業者の負担と責任において確保すること。

②前年度委託業者によるシステムからのデータの移動

令和7年3月中に現在のMieInfoの各言語版（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）に掲載されているコンテンツ及び関連データを、令和6年度事業受託業者によるシステムから令和7年度の新システムに移行し、令和7年4月1日にサーバー切替を完了させること。

③翌年度委託業者へのデータの移動

令和8年3月2日から令和8年3月31日の間に、全てのコンテンツ及びデータを、令和8年度事業受託業者によるシステムに移行させることができるよう、引継ぎを行うこと。

④アクセスレポート作成・分析

毎月1日から月末までの新規掲載情報一覧、アクセス数（ページビュー数）、言語別アクセス数、情報別アクセス数（上位5位まで）等のレポートを作成し、本課へ提出すること。また、閲覧状況の分析を行い、アクセス数増加のための改善策を検討すること。

4 委託期間

令和7年3月3日（月）から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な三重県との打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）内とする。
- (2) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (4) 委託業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 納品する成果品

委託期間終了までに、業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けること。また、掲載した文字情報及び映像情報を次年度の事業者へ引き継げる形式で別途指定された日までに本課に提出すること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の具体的な成果
- ・事業効果の検証
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 その他

(1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注

所属と協議を行うこと

②上記①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) 個人情報保護について

契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守するものとする。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第184条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

(4) 特記事項

本業務を受託する事業者は、委託業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が解除及び完了した後も同様とする。

(5) 支払いについて

委託契約の支払いは、原則委託業務の完了後に行うものとする。ただし、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は前金払いができるものとする。